

平成 23 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 S R A ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鹿島 亨
(コード:3817、東証第1部)
問合せ先 取締役管理本部長 金崎 俊明
(TEL. 03-5275-4311)

当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社子会社株式会社 S R A (以下、「S R A」という。)は、平成 23 年 4 月 6 日付にて、株式会社ハピネット(以下、「ハピネット」という。)より訴訟を提起されておりますが、本日、裁判所より訴状が送達されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社子会社 S R A の概要

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 名 称 | 株式会社 S R A |
| (2) 所 在 地 | 東京都豊島区南池袋二丁目 32 番 8 号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 鹿島 亨 |
| (4) 事 業 内 容 | システムの開発、運用・構築、機器販売等 |
| (5) 資 本 金 | 2,640 百万円 |

2. 訴訟を提起した者

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 名 称 | 株式会社ハピネット |
| (2) 所 在 地 | 東京都台東区駒形二丁目 4 番 5 号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 苗手 一彦 |

3. 訴訟の提起があった裁判所および年月日

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 訴訟の提起があった裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (2) 提起された年月日 | 平成 23 年 4 月 6 日 |

4. 訴訟の内容および請求金額

(1) 訴訟の内容

ハピネットの次世代基幹システムの開発委託契約の一部についての債務不履行を理由とする業務委託料返還等の請求

(2) 請求金額

1,158,437,653 円

5. 訴訟の提起の経緯等

ハピネットが当社子会社 S R A に提起した訴訟は、ハピネットの次世代基幹システムである販売システムについて、合意された時期に S R A からの納品がなされておらず、債務不履行の状態にあることを理由として既払業務委託料の返還および損害賠償を求める訴訟を提起したものです。

これに対して、S R A は、既に平成 23 年 3 月 31 日付でハピネットを相手取って、上記のシステム構築に伴う代金不払いを理由として損害賠償等請求訴訟を東京地方裁判所に提起しております。

6. 今後の見通し

当社は、ハピネットの請求には根拠がないものと認識しており、裁判においては、ハピネットに対して、断固たる姿勢で正当性を主張してまいります。

なお、本訴訟の進捗に応じて必要な開示事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上